

## 精霊流し供物収集運搬等業務委託（秋田地域）仕様書

### 1 目的

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第45条等の規定に基づき、お盆期間に一般家庭から橋のたもとに排出される供物を収集し、処理施設へ運搬することにより、公共の場の清潔保持に寄与することを目的とする。

### 2 履行期間

令和7年8月15日から令和7年8月17日まで

### 3 委託業務

#### (1) 8月15日（金）

##### ア 業務内容

指定する橋のたもと（別紙「精霊流し供物収集指定場所（秋田地域）」参照）に、むしろを必要枚数敷き、飛散しないよう設置する。その際、各敷設場所につき最低1枚以上「熊の注意喚起を促す掲示物」添付のむしろを使用すること。なお、むしろおよび掲示物添付のむしろは秋田市が支給するものとする。

また、歩道等に敷設された視覚障がい者誘導用のブロック（点字ブロック）の上および付近に敷かないこと。

（むしろのサイズ：縦幅1.2m、横幅1.8m）

※雄物岸街区公園については、供物置き場の場所を指定する立て看板を設置すること。

##### イ 従業時間

午前9時から作業終了まで

##### ウ 使用車両数

2トントラック3台（事前に、別記様式第1号「精霊流し供物収集運搬使用車両」により使用する車両の登録番号を報告し、車両の整備もしくは故障又は交通事故等により代替車両が必要になった場合は、業務に支障のないよう直ちに準備できること。）

##### エ 作業人数

運転手1人×3台＝3人

作業員1人×3台＝3人

#### (2) 8月16日（土）

##### ア 業務内容

別紙指定場所に排出された供物（予定数量約25,000kg）を収集運搬する。搬入場所は、秋田市総合環境センター（秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1）とする。

イ 従業時間

午前9時から作業終了（計量終了）まで

ウ 使用車両数

2トン塵芥車6台（事前に、別記様式第1号「精霊流し供物収集運搬使用車両」により使用する車両の登録番号を報告し、車両の整備もしくは故障又は交通事故等により代替車両が必要になった場合は、業務に支障のないよう直ちに準備できること。）

エ 作業人数

運転手1人×6台＝6人

作業員1人×6台＝6人

(3) 8月17日（日）

ア 業務内容

前日に取り残された供物およびむしろ（予定数量約2,000kg）を収集運搬する。搬入場所は、秋田市総合環境センター（秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1）とする。

イ 従業時間

午前8時30分から作業終了まで

ウ 使用車両数

2トン塵芥車3台（事前に、別記様式第1号「精霊流し供物収集運搬使用車両」により使用する車両の登録番号を報告し、車両の整備もしくは故障又は交通事故等により代替車両が必要になった場合は、業務に支障のないよう直ちに準備できること。）

エ 作業人数

運転手1人×3台＝3人

作業員1人×3台＝3人

4 車両の運行

道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令を遵守し、事故防止に努めること。

5 報告

受託者は、業務完了に際し、別記様式第2号「精霊流し供物収集運搬等業務完了報告書」を提出すること。

## 6 遵守事項

- (1) 収集作業の実施については、過積載の防止を含め関係法令を遵守し、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬すること。
- (2) 市と密接な連絡のもとに業務を遂行するものとし、市が改善すべきと認め、その旨の指示指導があった場合は、直ちにそれに従わなければならない。
- (3) 市の委託業務であることを念頭において、住民に対して常に親切丁寧に応接し、不快の念を与える言動をしないこと。
- (4) 別紙指定場所へ適正に排出された供物を受託者が収集しなかった場合は、適切に当該受託者が収集対応すること。
- (5) 収集運搬作業中に事故等が発生した場合は、直ちに市および関係各所に連絡し、受託者の責任において解決すること。この場合においては、その顛末を速やかに文書により市へ報告すること。

## 7 その他

この仕様書に規定されていない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

別紙

精霊流し供物収集指定場所（秋田地域）

旭川筋	堂ノ下橋、水源地跡地入口橋、山内橋、藤倉橋、松原橋、添川橋、新藤田橋、旭川橋、濁川橋、中島鉄橋、新中島橋、保戸野新橋、鷹匠橋、保戸野川反橋、通町橋、一丁目橋、二丁目橋、三丁目橋、四丁目橋、五丁目橋、下新橋、刈穂橋、川口橋、旭橋、新旭橋、新川橋
秋田運河	勝平新橋
太平川筋	地主橋、仁部橋、三吉橋、館の越橋、本町橋、木曾石橋、八田橋、（旧）八田橋、松崎橋、広面一号橋、桜橋、桜大橋、横森橋、才八橋、百石橋、太平川橋
猿田川筋	御茶屋橋、猿田川橋、御鷹野橋、下水道汚水中継ポンプ場橋（左右）、開橋、開中道一号橋、開中道二号橋
草生津川筋	外旭川新橋、八柳橋、向山橋、草生津川橋、高野橋、三千刈橋、三本橋、イサノ橋、大道東橋、やばせ橋、面影橋
雄物川筋	秋田南大橋、秋田大橋、雄物新橋
新屋地区	秋田西中学校前新屋排水路
仁井田地区	猿田川端橋、庚塚橋、福島橋、目長田古川橋、下久保古川橋、下久保新橋、御野場新橋、仁井田新中島橋

別紙

金 足 地 区	黒川橋、片田中橋、福田橋、吉田多目的研修センター前、新高岡橋、浦山ふれあい広場入口、堀内橋、旧岩瀬橋
飯 島 地 区	飯田街道（西袋ポプラ団地入口排水路橋）
新 城 川 筋	五十丁橋、新城川橋、堀川大橋、飯島川端橋、新城橋
下 新 城 地 区	笠岡公民館前、笠岡橋、堰根公民館前、旧岩城消防器具置き場跡地、槻の木公民館前、旧下小友消防器具置き場前、上小友公民館前、長岡町内入口、青崎下小友班消防器具置き場前、幸町町内入口
土 崎 地 区	雄物岸街区公園（土崎港西二丁目4）、北部市民サービスセンター
上 北 手 地 区	荒巻橋、苗代沢橋
下 北 手 地 区	前谷地橋、赤平橋
御 所 野 地 区	御所野小学校プール脇の遊歩道
浜 田 地 区	浜田コミュニティセンター前
四ツ小屋地区	四ツ小屋四号橋（城下当场公園の橋）、四ツ小屋四十三号橋（下丁公民館の橋）

別記様式第 1 号

精霊流し供物収集運搬使用車両

1 むしろ敷作業（実施日：令和 7 年 8 月 1 5 日（金））

No.	車 種	車 両 番 号	
1			
2			
3			

2 供物収集運搬（実施日：令和 7 年 8 月 1 6 日（土））

No.	車 種	車 両 番 号	
1			
2			
3			
4			
5			
6			

3 供物およびむしろ収集運搬（実施日：令和 7 年 8 月 1 7 日（日））

No.	車 種	車 両 番 号	
1			
2			
3			

精霊流し供物収集運搬等業務完了報告書

令和7年 月 日

(宛先) 秋田市長

住所(所在地)

名称(法人名)

代表者名

発行責任者

TEL

担当者

TEL

1 供物の収集運搬量、走行距離および作業時間

実施日：令和7年8月15日(金)				
No.	むしろ敷場所、箇所数	走行距離(km)	作業時間	
			開始時間	終了時間
1				
2				
3				
計			時間	分

実施日：令和7年8月16日（土）					
No.	計量回数 （回）	収集量 （kg）	走行距離 （km）	作業時間	
				開始時間	終了時間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
計				時間	分

実施日：令和7年8月17日（日）					
No.	計量回数 （回）	収集量 （kg）	走行距離 （km）	作業時間	
				開始時間	終了時間
1					
2					
3					
計				時間	分

2 作業時の課題および市民からの要望等